

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 労働基準部

1. 全国労働衛生週間

担当：健康安全課 高田（電話：024-536-4603）

10月1日から10月7日の1週間は「全国労働衛生週間」（※）です。また9月はその準備期間です。

- 今年度のスローガンは
「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」
です。
- 福島労働局長は県内の労働災害防止団体等に対し、全国労働衛生週間及び準備月間に、「令和4年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づく実施事項について実施するよう要請を行いました（8月23日）。

（※）今年度で73回目となる全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的としています。

2. 令和4年度福島県地域両立支援推進チーム連絡会議を開催します。

担当：健康安全課 高田（電話：024-536-4603）

福島労働局は、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、平成29年3月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、平成29年10月に労使関係者、医療機関、福島県、福島労働局等をメンバーとする「福島県地域両立支援推進チーム」を設置し、その取組を行っているところです。

今般、令和4年度の連絡会議を次のとおり開催いたします。

日時：令和4年9月5日(月) 14時00分～15時30分

場所：福島合同庁舎 3階共用会議室

議題：①治療と仕事の両立支援制度を取り巻く状況について
②福島県地域両立支援推進チームの5か年計画について
③治療と仕事の両立支援に係る各機関の取組状況について

●推進チームの設置目的

治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、福島県内の関係機関とネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図ることを目的とする。

2 職業安定部

「福島県保育士就職フェア」が開催されます。

担当：職業対策課 雇用指導係 松本 電話：024-529-5463

資料No1

保育所等における人材確保の推進を図ることを目的とし、オンラインシステムを使用した就職フェアが開催されます。

【開催日時】

令和4年10月1日（土） 13：30～16：00

【実施内容】

- 9月1日（木）より特設サイトにて、就職フェアに参加する保育所等の紹介を先行して行い、10月1日（土）に保育所等と求職者がオンラインシステムを利用して就職相談や面談を行います。
- 就職フェア当日は、「ハローワーク相談ブース」を設け、来場者（求職者）への個別相談を行います。

3 雇用環境・均等室

「くるみん認定」通知書交付式を開催します。

担当：雇用環境・均等室 渡部 電話：024-536-4609

福島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）を認定する「くるみん認定」に、下記の企業を認定しました。

○くるみん認定企業

株式会社アセラ

所在地 耶麻郡猪苗代町

認定年月日 令和4年8月5日

○認定通知書交付式

日時 令和4年9月12日（月） 午後2時00分から

会場 福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎 3階会議室

Ⅱ 法令の施行

1 労働基準部

福島県最低賃金を 8 5 8 円（時間額）に改正決定しました。

担当：賃金室 二見 電話：024-536-4604

資料No2

- 福島労働局長は、8月10日に福島地方最低賃金審議会より改正答申のあった福島県最低賃金について、8月26日に答申どおり30円引き上げて858円（時間額）に改正することを決定しました。
- 改正された最低賃金額は、官報公示を経て発効します。
発効予定日は、令和4年10月6日です。
- また、最低賃金を引き上げやすい環境整備のための支援策の拡充などの措置が講じられています。
 - ・ 業務改善助成金

2 雇用環境・均等室

産後パパ育休（出生時育児休業）が10月1日から施行されます。

～9月から周知広報を強化し、男性の育児休業取得を推進～

担当：雇用環境・均等室 齋藤 電話：024-536-4609

資料No3

改正育児・介護休業法により令和4年10月1日から施行される「産後パパ育休」（出生時育児休業）や「育児休業の分割取得」等をPRするための周知広報を、下記のとおり9月から集中的に実施します。

<周知広報実施内容>

●令和4年9月2日より、改正育児・介護休業法オンライン説明会を開催。また令和4年9月6日からは県内6か所において個別相談会を開催。

●雇用環境・均等室に設置している育児休業・産後パパ育休に関する「特別相談窓口」において育児休業に関するあらゆる相談に対応。

●男性の育児休業取得促進のためのミニリーフレットを活用した周知。



<令和4年10月1日施行の内容>

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育児休業制度 （R4.10.1～）	育児休業制度 （現行）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して2回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能	再取得不可

Ⅲ 公表事案

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 空閑 電話：024-536-4603

令和4年(7月)の災害発生状況を取りまとめました。

年 別 業 種		令和4年		令和3年		対 前 年 （ 死 傷 者 ）	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全 業 種 合 計		1,447	12	1,301	10	146	11.2
製 造 業		298	3	261	1	37	14.2
鉱 業		5	0	4	0	1	25.0
建 設 業		227	4	209	5	18	8.6
運 輸 交 通 業		137	1	122	0	15	12.3
貨 物 取 扱 業		10	0	6	0	4	66.7
農 林 業		20	0	40	1	-20	-50.0
畜 産 ・ 水 産 業		11	0	12	0	-1	-8.3
上 記 以 外 の 事 業 小 計		739	4	647	3	92	14.2
商 業		181	1	177	0	4	2.3
金 融 広 告 業		8	1	7	0	1	14.3
保 健 衛 生 業		318	0	250	0	68	27.2
接 客 娯 楽 業		76	0	80	1	-4	-5.0
清 掃 ・ と 畜 業		62	0	56	0	6	10.7
上 記 以 外 の 事 業		94	2	77	2	17	22.1

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

2 職業安定部

令和5年3月「新規高等学校卒業者の求人・求職状況」について公表します。

担当：職業安定課 武田 電話：024-529-5396

資料No4

令和4年7月末現在の状況を取りまとめました。

1 求人倍率	2.20倍（前年同月比	0.29ポイント増）
2 求人数	8,139人（同	9.9%増）
3 求職者数	3,704人（同	4.4%減）
うち「県内」	3,170人（同	4.5%減）
うち「県外」	534人（同	4.0%減）

※令和5年3月新規高等学校卒業者の採用選考が9月から始まります。

- 令和4年9月 5日（月）～ 学校から企業への推薦開始
- 令和4年9月16日（金）～ 企業による選考開始

令和4年度

福島県

保育士就職フェア

令和4年

10/1 土

13:30~16:00

※申込は9/1(木)から

参加特典

ブースを3か所訪問し、
アンケートに回答すると
QUOカードPay
1000円分
プレゼント!

オンライン就職説明会の特徴は

Web上のバーチャルな会場の相談ブースで、いろいろな法人・園の方とお話ができます。
自宅や学校にしながら参加できます。

私服OK!

途中の入退場可!

パソコン推奨!

スマホも可!

対象

- 県内の保育所等に就職を希望する保育士
- 子育て支援員の方

保育士を目指している方、保育の仕事に興味がある方も歓迎!

参加費

無料

参加園

30法人(予定)

申込方法

えんみつけ!公式ホームページ内で受付

オンライン使用ツール

Remo

※面倒なアプリのダウンロードは不要!指定のURLから参加可能です。※スマホからでもOK!



申込みまでの流れ

1 お申込み



えんみつけ!
公式HP内
で受付

2 下調べ

参加園の中から
お話を聞きたい園を
えんみつけ!
で調べてみよう。

3 入場テスト・操作説明

当日スムーズに
入場できるように
前日試してみましょう。

4 開催日

開始10分前には
入場しておいてください。



令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

資料No. 2

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※3)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 （受付時間 平日8:30～17:15）

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応

店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要

デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）



デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

さらなる工夫

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話応対がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応

会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）



予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

さらなる工夫

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にける時間を増やすことができた。

成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

“魅力ある職場づくり推進セミナー2022” ～男性の育児休業取得を推進します～

改正育児・介護休業法 オンライン説明会 & 個別相談会

参加無料

令和4年4月1日から改正育児・介護休業法が段階的に施行されます。

産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の新設、個別の育休制度の周知・意向確認措置の義務化など、法に沿った対応を進めていただくため、福島労働局では福島働き方改革推進支援センターと共催でオンライン説明会および個別相談会を開催いたします。



オンライン説明会(ZOOM)

育児・介護休業法の改正ポイントや企業に求められるポイントについて、ZOOMを使用したオンライン説明会を開催いたします。

[日時]	第1回	9月2日(金)	14:00～16:00
	第2回	9月9日(金)	14:00～16:00
	第3回	9月16日(金)	14:00～16:00
	※内容は各回同じです。		

[対象・定員] 企業の人事労務担当者、各回100名
※先着順での予約受付となります。

<説明内容>

第1部（労働局）

- ・なぜ改正が必要なのか
- ・どのように改正されるのか
- ・どう対応すればよいか（就業規則・育介規程の見直し、環境整備・個別周知の取組例等）

第2部（センター）

- ・利用できる助成金は？ 等

個別相談会

福島県内各地にて、改正法の内容をはじめとする育児・介護休業制度に関する個別相談会を開催いたします。オンライン説明会に出席できない方は、是非こちらにご参加ください。

[日時・場所] ※時間は10時、11時、13時、14時、15時からの60分間となります。

9月6日(火)	会津アピオスペース	ミーティングルーム（会津若松市）
9月7日(水)	新舞子ハイツ	会議室（いわき市）
9月9日(金)	市民情報交流センター	中会議室（南相馬市）
9月12日(月)	郡山市労働福祉会館	第二会議室（郡山市）
9月13日(火)	コラッセふくしま	小会議室 302A（福島市）
9月14日(水)	白河市人材育成センター（産業プラザ）	第一教室（白河市）

[問い合わせ先]

福島労働局雇用環境・均等室 指導係



〒960-8021 福島県福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
TEL 024-536-4609

参加申し込み方法

オンライン説明会、個別相談会ともに事前予約制です。

申込は、原則WEBによる受付とします。WEB申込が難しい場合のみ、下記の参加申込書をご利用ください。

なお、定員に達した時点で受付を終了いたしますので、予めご了承ください。また、個別相談会の時間帯については調整させていただくことがありますので、予めご了承ください。

WEB申込

福島働き方改革推進支援センターHPよりお申込みください。
(下記URLまたは二次元コードから)



【福島働き方改革推進支援センターHP】

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/fukushima.html>

郵送・FAX申込

WEBでの申込みが難しい場合は、下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、福島働き方改革推進支援センターまで郵送またはFAXによりお申込ください。

【福島働き方改革推進支援センター】(福島県社会保険労務士会)

〒960-8252 福島県福島市御山字三本松19-3

TEL: 0120-541-516 FAX: 024-533-2380

改正育児・介護休業法 オンライン説明会・個別相談会 参加申込書

オンライン説明会 ※参加を希望する回に○を ご記入ください。		第1回 9月2日(金)
		第2回 9月9日(金)
		第3回 9月16日(金)
個別相談会 ※参加を希望する回に○を ご記入ください。 ※希望時間帯も忘れずに ご記入ください		9月6日(火) 会津会場
		9月7日(水) いわき会場
		9月9日(金) 南相馬会場
		9月12日(月) 郡山会場
		9月13日(火) 福島会場
		9月14日(水) 白河会場
	10時 ・ 11時 ・ 13時 ・ 14時 ・ 15時	
事業場名	フリガナ	
所在地・電話番号	〒 TEL ()	
ご担当者氏名		
メールアドレス		

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

本年度より改正育児・介護休業法が段階的に施行されております。

令和4年10月1日の施行に向け、法に沿った規定の整備をよろしくお願いいたします。

令和4年10月1日施行の内容

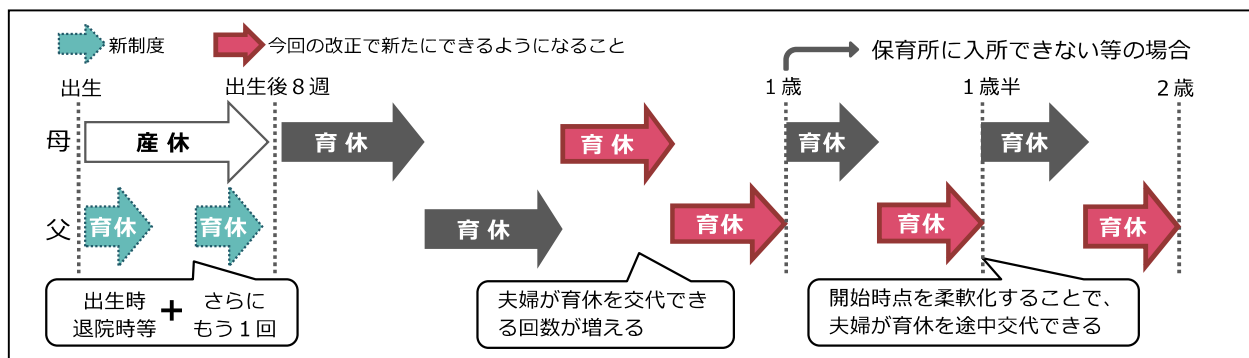
①産後パパ育休(出生時育児休業)の創設 ②育児休業の分割取得

産後パパ育休(子の出生後8週間以内)は、1歳までの育児休業とは別に取得できます。

また、1歳までの育児休業は分割して2回取得可能です。(男性の場合、産後パパ育休と合わせて1歳までに最大4回取得可能)

	産後パパ育休 (R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (現行)
対象期間	子の出生後8週間以内に	原則子が1歳	原則子が1歳
取得可能日数	4週間まで取得可能	(最長2歳)まで	(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能	再取得不可

改正後の働き方・休み方のイメージ



～改正に合わせ、就業規則の変更が必要です！～

■詳しい育児・介護休業法の改正内容、規定例は厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



【お問合せ先】



福島労働局雇用環境・均等室 指導係

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

TEL: 024-536-4609

Q4

父親が育児をするとういことがあるの？

- 子どもの成長を間近に感じられる。

子どもは日々成長。昨日できなかったことが今日できるようになったことに気付けるのは育児の最高の喜びです。

- 家庭の安定。

出産後の女性は心身ともに不安定になることもあります。また、幼い兄弟がいる場合の育児も大変。お母さんの体調、家庭環境にも合わせて育児休業の時期、回数を考えましょう。

Q5

会社から育児休業をとることを拒否された。昇進に影響がないか不安。

- 会社は育児休業の申出を拒めません。

育児休業の取得は法律上の権利です。また、育児休業を理由とした降格、不利益な配置転換等は禁止されています。

- 困ったときは労働局に相談してください。

都道府県労働局では育児休業に関する相談、行政指導、事業主とのトラブル解決を行っています。

都道府県労働局
雇用環境・均等部(室)



かみなりとTシャツ



あさやみの『父と子』©Minoru Asaya

男女とも育児休業をとるのがあたりまえの時代に
育児休業取得がパパの最初の仕事

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



<https://ikumen-project.mhlw.go.jp>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

資料No. 3-3



ンダホ(イクメンオブザイヤー2021受賞)

育児休業制度を知る！

Q1 育児休業はどんな制度？

- 出産から原則 1 歳(保育所に入所できないなどの場合は最長で 2 歳)まで取得できる休業です。

なお会社に制度がなくても、法律で定められた制度のため、要件を満たした場合は育児休業を取得できます。



©Minoru Asaya

Q2 男性も育児休業を取れるの？

- 出産した女性(母親)だけでなく、父親である男性も育児休業を取得できます。妻が専業主婦や育児休業中でも取得できます。
- 夫婦ともに育児休業を取得した場合には、1 歳 2 か月までの間 1 年間取得できます。(パパ・ママ育休プラス)

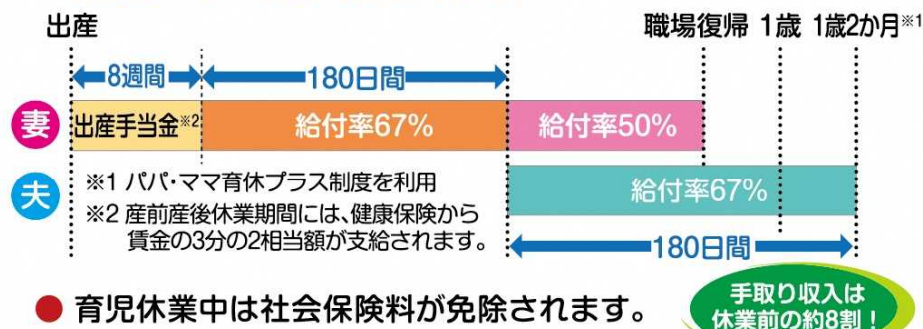
Q3 育児休業を取ったら、収入が心配…

- 育児休業給付金が支給されます。育児休業開始から 180 日間は賃金の 67%、それ以降は 50% です。



©Minoru Asaya

(支給例) いずれの支給にも要件があります。

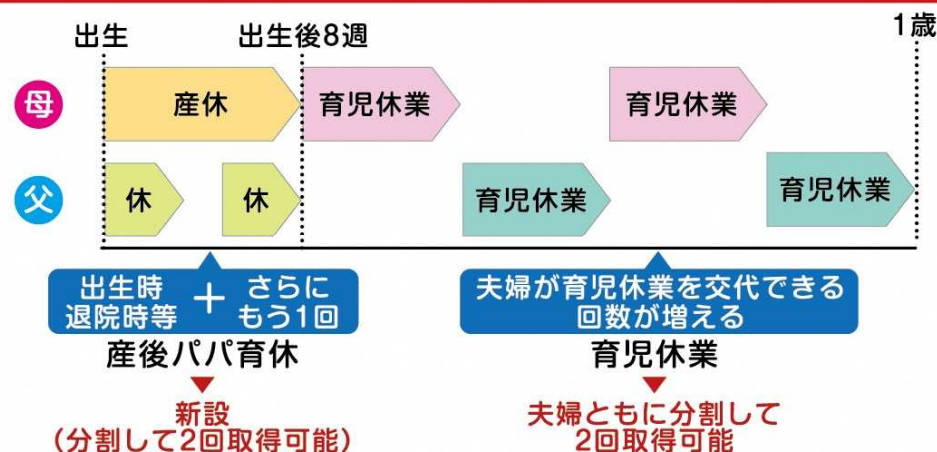


- 育児休業中は社会保険料が免除されます。

育児・介護休業法の改正により、さらに男性の育児休業が取得しやすくなります！

※2022年10月1日施行

- 子どもが産まれた直後の時期に柔軟に育児休業が取得できるよう、「産後パパ育休」が創設されました。
- 子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで、2 回に分割して取得できるようになります。
- 産後パパ育休中に一部就業することもできます。(労使協定と個別合意が必要)
- 1 歳までの育児休業も、2 回に分割して取得できるようになります。



福島労働局

Press Release

令和 4 年 8 月 30 日

【照会先】

福島労働局職業安定部職業安定課

課 長 井関 義浩

課長補佐 菅野 茂

地方職業指導官 武田 恵

電話 024-529-5396 (直通)

報道関係者 各位

令和 5 年 3 月新規高等学校卒業者の求人・求職状況

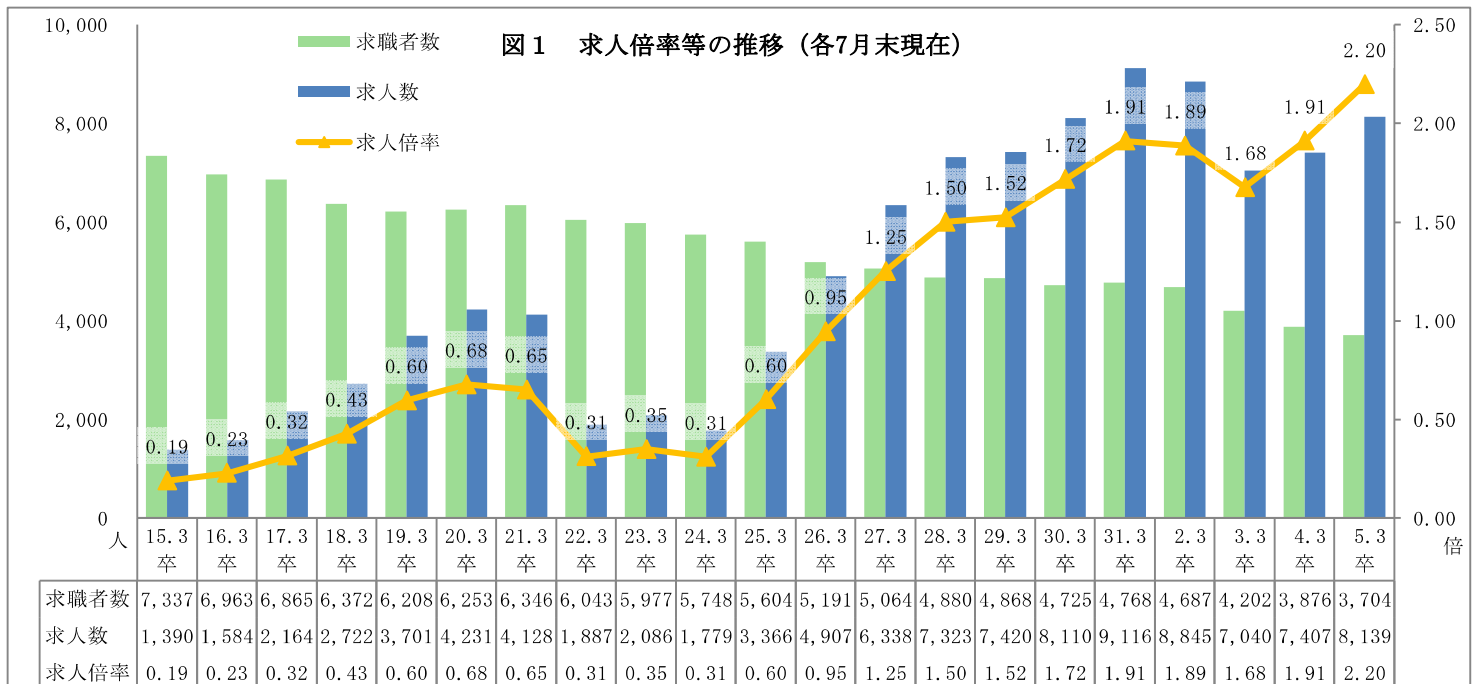
【令和 4 年 7 月末現在】

福島労働局（局長 河西 直人）は、令和 5 年 3 月に高等学校を卒業する生徒について、令和 4 年 7 月末現在における求人・求職状況を取りまとめました。

【概要】

- 1 求人倍率 2.20 倍（前年同月比 0.29 ポイントの増）【図 1：別表 1】
- 2 求人数 8,139 人（同 9.9%の増）【図 2：別表 1】
- 3 求職者数 3,704 人（同 4.4%の減）【図 1：別表 1】
 - うち「県内」希望 3,170 人（同 4.5%の減）【別表 1】
 - うち「県外」希望 534 人（同 4.0%の減）【別表 1】

※本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。



《参考資料》

- 別表 1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移（7 月末現在）」
別表 2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況（7 月末現在）」
別表 3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」
別表 4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（7 月末現在）」

図2 求人受理状況の推移

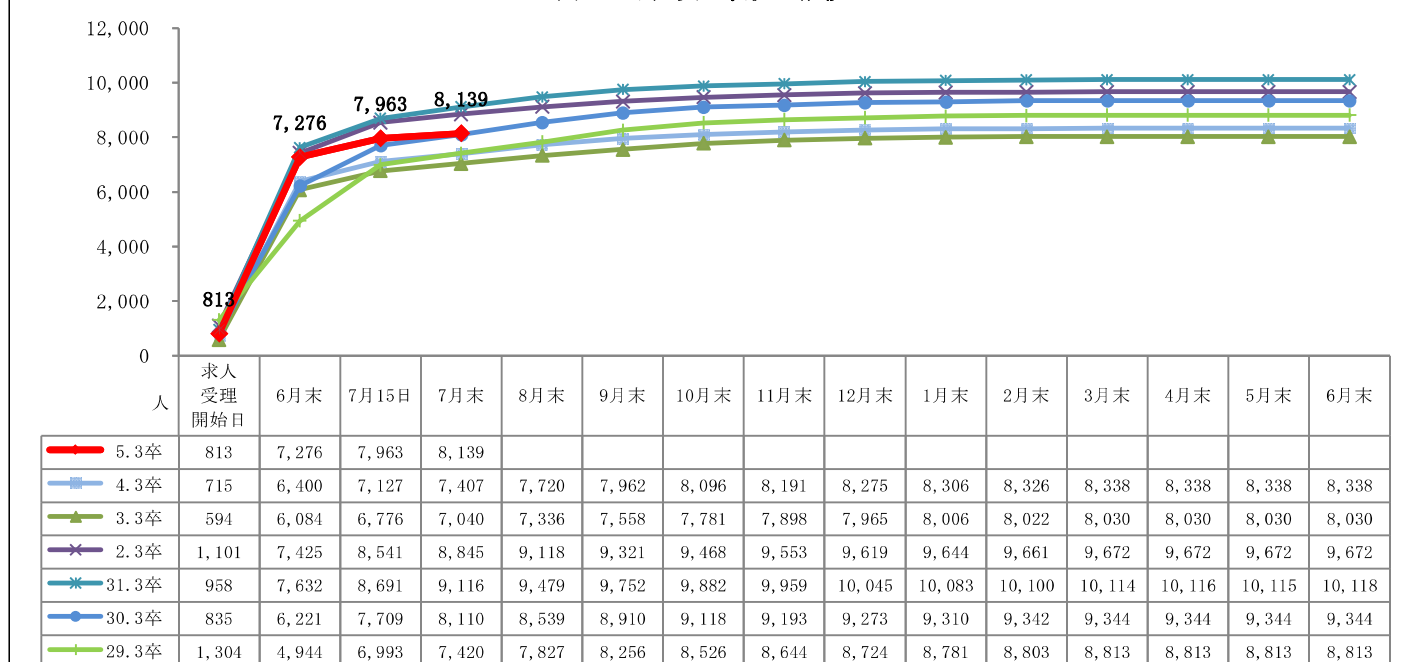


図3 産業別求人受理状況（7月末現在）

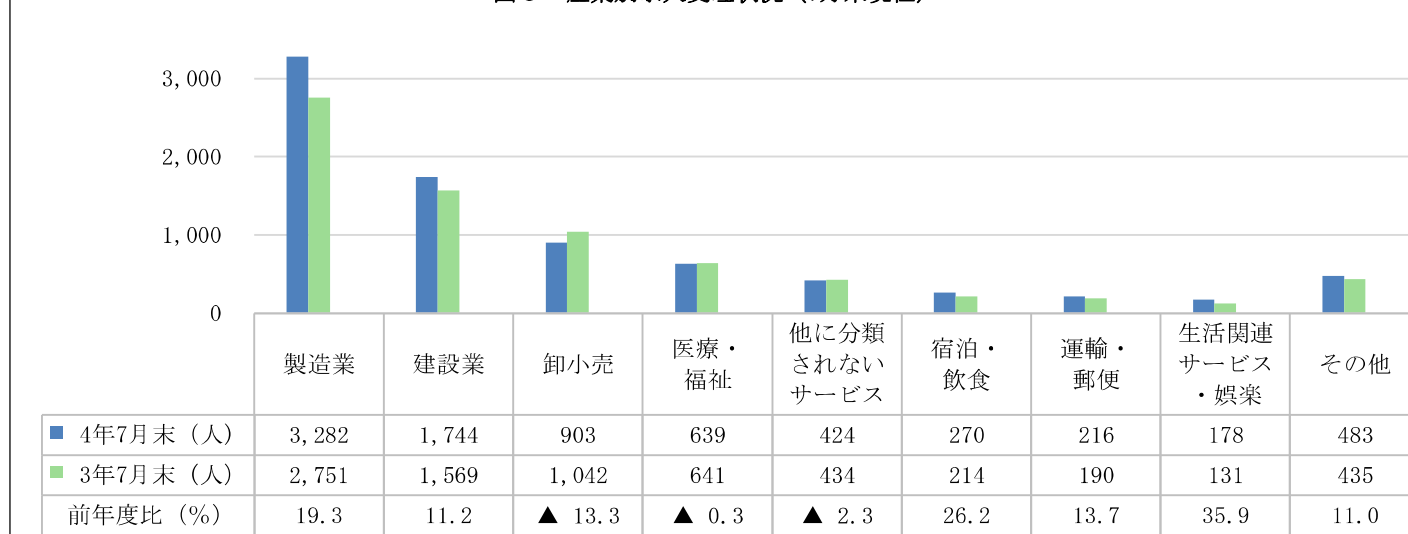
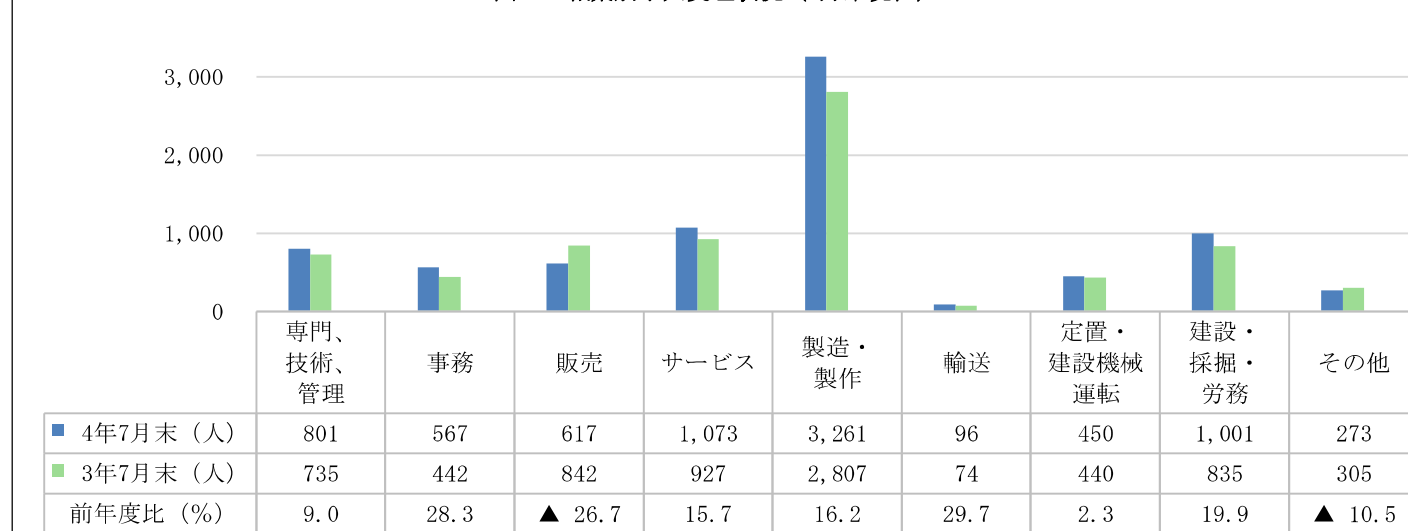


図4 職業別求人受理状況（7月末現在）



別表1

新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(7月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

		26.3卒	27.3卒	28.3卒	29.3卒	30.3卒	31.3卒	令和2.3卒	令和3.3卒	令和4.3卒	令和5.3卒	対 4.3卒比 (%, P)
卒業予定者数 (a)		19,124	18,821	18,279	18,586	17,867	17,802	17,491	16,780	16,395	15,677	▲ 4.4
求職者数	計 (b)	5,191	5,064	4,880	4,868	4,725	4,768	4,687	4,202	3,876	3,704	▲ 4.4
	県内(c)	4,197	4,213	4,068	4,120	3,947	4,015	3,941	3,551	3,320	3,170	▲ 4.5
	県内比率(c/b)	80.9	83.2	83.4	84.6	83.5	84.2	84.1	84.5	85.7	85.6	▲ 0.1
	県外(d)	994	851	812	748	778	753	746	651	556	534	▲ 4.0
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		4,907	6,338	7,323	7,420	8,110	9,116	8,845	7,040	7,407	8,139	9.9
求人倍率(e/b)		0.95	1.25	1.50	1.52	1.72	1.91	1.89	1.68	1.91	2.20	0.29
就職内定者数	計 (f)											
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)											
	県内比率(g/f)											
	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)											
就職内定率 %	計 (f/b)											
	県内(g/c)											
	県外(h/d)											
未就 内定者 数 職	計											
	県内											
	県外											

● 福島労働局管内の新規高卒者に係る7月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数(県内就職希望者+県外就職希望者)

(注3) 「就職内定者数」の県内比率(g/f)…県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

別表2

新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(7月末現在)

会津地域

卒業予定者数(人)	2,047
前年同期比(%)	▲ 6.7
求職者数(人)	514
前年同期比(%)	▲ 8.9
うち県内希望者	379
前年同期比(%)	▲ 8.2
うち県外希望者	135
前年同期比(%)	▲ 10.6
求人数(人)	1,051
前年同期比(%)	7.0
求人倍率(倍)	2.04
前年同期比(P)	0.30
就職内定者数(人)	
前年同期比(%)	
うち県内就職者	
前年同期比(%)	
うち県外就職者	
前年同期比(%)	
就職内定率(%)	
前年同期比(P)	
就職未内定者数(人)	

中通り地域

卒業予定者数(人)	9,914
前年同期比(%)	▲ 5.6
求職者数(人)	2,225
前年同期比(%)	▲ 5.3
うち県内希望者	1,967
前年同期比(%)	▲ 7.0
うち県外希望者	258
前年同期比(%)	9.3
求人数(人)	5,173
前年同期比(%)	11.0
求人倍率(倍)	2.32
前年同期比(P)	0.34
就職内定者数(人)	
前年同期比(%)	
うち県内就職者	
前年同期比(%)	
うち県外就職者	
前年同期比(%)	
就職内定率(%)	
前年同期比(P)	
就職未内定者数(人)	

浜通り地域

卒業予定者数(人)	3,716
前年同期比(%)	0.4
求職者数(人)	965
前年同期比(%)	0.3
うち県内希望者	824
前年同期比(%)	3.9
うち県外希望者	141
前年同期比(%)	▲ 16.6
求人数(人)	1,915
前年同期比(%)	8.5
求人倍率(倍)	1.98
前年同期比(P)	0.15
就職内定者数(人)	
前年同期比(%)	
うち県内就職者	
前年同期比(%)	
うち県外就職者	
前年同期比(%)	
就職内定率(%)	
前年同期比(P)	
就職未内定者数(人)	

県合計

卒業予定者数(人)	15,677
求職者数(人)	3,704
求人数(人)	8,139
求人倍率(倍)	2.20
就職内定者数(人)	
就職内定率(%)	
就職未内定者数(人)	

●県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人の状況などを地域別にまとめたもの

※卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※求人倍率…求人数/求職者数

※就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

別表3

新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	3. 3卒者	4,202	4,160	4,099	4,077	4,056	4,028	4,014	3,995	3,972	3,968	3,966	3,964
	4. 3卒者	3,876	3,852	3,841	3,839	3,827	3,816	3,810	3,789	3,778	3,770	3,769	3,766
	5. 3卒者	3,704											
	男子	2,218											
	女子	1,486											
	対3. 3卒者比 (%)	▲ 11. 9											
	対4. 3卒者比 (%)	▲ 4. 4											
b 求人数	3. 3卒者	7,040	7,336	7,558	7,781	7,898	7,965	8,006	8,022	8,030	8,030	8,030	8,030
	4. 3卒者	7,407	7,720	7,962	8,096	8,191	8,275	8,306	8,326	8,338	8,338	8,338	8,338
	5. 3卒者	8,139											
	対3. 3卒者比 (%)	15. 6											
	対4. 3卒者比 (%)	9. 9											
c 求人倍率 (倍)	3. 3卒者	1. 68	1. 76	1. 84	1. 91	1. 95	1. 98	1. 99	2. 01	2. 02	2. 02	2. 02	2. 03
	4. 3卒者	1. 91	2. 00	2. 07	2. 11	2. 14	2. 17	2. 18	2. 20	2. 21	2. 21	2. 21	2. 21
	5. 3卒者	2. 20											
	対3. 3卒者比 (ポイント)	0. 52											
	対4. 3卒者比 (ポイント)	0. 29											
d 就職内定者数	3. 3卒者				2,743	3,463	3,758	3,844	3,917	3,957	3,959	3,960	3,960
	4. 3卒者			2,649	3,261	3,497	3,608	3,672	3,723	3,759	3,761	3,762	3,764
	5. 3卒者												
	男子												
	女子												
	対3. 3卒者比 (%)												
	対4. 3卒者比 (%)												
e 就職内定率 (%)	3. 3卒者				67. 3	85. 4	93. 3	95. 8	98. 0	99. 6	99. 8	99. 8	99. 8
	4. 3卒者			69. 0	84. 9	91. 4	94. 5	96. 4	98. 3	99. 5	99. 8	99. 8	99. 9
	5. 3卒者												
	男子												
	女子												
	対3. 3卒者比 (ポイント)												
	対4. 3卒者比 (ポイント)												
f 就職未内定者数	3. 3卒者				1,334	593	270	170	78	15	9	6	4
	4. 3卒者			1,192	578	330	208	138	66	19	9	7	2
	5. 3卒者												
	男子												
	女子												
	対3. 3卒者比 (%)												
	対4. 3卒者比 (%)												

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注) 「求人数」…県内ハローワーク受理求人数

別表4

新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（7月末現在）

厚生労働省福島労働局職業安定部

項 目		4年度	3年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産業別・職業別・規模別					
産業別	A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	70	82	▲ 14.6	▲ 12
	C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	12	14	▲ 14.3	▲ 2
	D 建設業 (06~08)	1,744	1,569	11.2	175
	E 製造業 (09~32)	3,282	2,751	19.3	531
	09 食料品製造業	252	202	24.8	50
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	10	8	25.0	2
	11 繊維工業	68	52	30.8	16
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	81	63	28.6	18
	13 家具・装備品製造業	31	28	10.7	3
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	66	83	▲ 20.5	▲ 17
	15 印刷・同関連業	32	34	▲ 5.9	▲ 2
	16 化学工業	184	175	5.1	9
	17 石油製品・石炭製品製造業	1	6	▲ 83.3	▲ 5
	18 プラスチック製品製造業	164	133	23.3	31
	19 ゴム製品製造業	112	117	▲ 4.3	▲ 5
	21 窯業・土石製品製造業	173	126	37.3	47
	22 鉄鋼業	32	24	33.3	8
	23 非鉄金属製造業	60	32	87.5	28
	24 金属製品製造業	371	324	14.5	47
	25 はん用機械器具製造業	262	199	31.7	63
	26 生産用機械器具製造業	137	102	34.3	35
	27 業務用機械器具製造業	166	146	13.7	20
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	320	227	41.0	93
	29 電気機械器具製造業	271	191	41.9	80
	30 情報通信機械器具製造業	140	141	▲ 0.7	▲ 1
	31 輸送用機械器具製造業	273	260	5.0	13
	20, 32 その他の製造業	76	78	▲ 2.6	▲ 2
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	31	31	0.0	0
	G 情報通信業 (37~41)	18	26	▲ 30.8	▲ 8
	H 運輸業、郵便業 (42~49)	216	190	13.7	26
	I 卸売業、小売業 (50~61)	903	1,042	▲ 13.3	▲ 139
	50~55 卸売業	221	207	6.8	14
	56~61 小売業	682	835	▲ 18.3	▲ 153
	J 金融業、保険業 (62~67)	77	58	32.8	19
	K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	88	76	15.8	12
	L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	102	64	59.4	38
	M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	270	214	26.2	56
	75 宿泊業	151	101	49.5	50
	76~77 飲食サービス業	119	113	5.3	6
	N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	178	131	35.9	47
	O 教育、学習支援業 (81, 82)	15	12	25.0	3
	P 医療、福祉 (83~85)	639	641	▲ 0.3	▲ 2
	Q 複合サービス業 (86~87)	68	70	▲ 2.9	▲ 2
	R サービス業（他に分類されないもの）(88~96)	424	434	▲ 2.3	▲ 10
	S, T 公務・その他 (97~99)	2	2	0.0	0
	合 計	8,139	7,407	9.9	732
職業別	A, B 専門的、技術的、管理的職業 (01~24)	801	735	9.0	66
	C 事務的職業 (25~31)	567	442	28.3	125
	D 販売の職業 (32~34)	617	842	▲ 26.7	▲ 225
	E サービスの職業 (35~42)	1,073	927	15.7	146
	H, I, J, K 技能工、製造、採掘、建築等の職業 (49~78)	4,808	4,156	15.7	652
	(49~64) 製造・製作の職業	3,261	2,807	16.2	454
	(65~68) 輸送の職業	96	74	29.7	22
	(69, 72) 定置・建設機械運転の職業	450	440	2.3	10
	(70・71・73~78) 建設・採掘・労務の職業	1,001	835	19.9	166
	F, G 上記以外の職業	273	305	▲ 10.5	▲ 32
	合 計	8,139	7,407	9.9	732
規模別	29人以下	2,946	2,611	12.8	335
	30~99人	2,697	2,291	17.7	406
	100~299人	1,451	1,374	5.6	77
	300~499人	286	261	9.6	25
	500~999人	318	252	26.2	66
	1,000人以上	441	618	▲ 28.6	▲ 177
	合 計	8,139	7,407	9.9	732